

教育サービスの「準市場」化の意義と課題 ——英国での経験と日本へのインプリケーション——

小 塩 隆 士
田 中 康 秀

I はじめに

教育サービスに市場原理を導入して教育成果を向上させるという発想は、日本でも次第に有力になりつつある。全般的な学力低下を背景として、これまでの公教育に対する信頼度が揺らぐ一方、規制改革の一環として学校選択や教育バウチャー制度の導入などを主張する声も強まってきた。もちろん、教育サービスには通常の財やサービスの取引とは異なる面が少なからずあり、市場原理の導入に際しても政策的に考慮すべき点が多い。そのため、教育サービスへの市場原理導入には一定の制約をかける必要があり、その意味でこのプロセスは一般的に「準市場」(quasi-market) 化と呼ばれる。

本稿では、まず、IIにおいて教育サービス分野における「準市場」導入の意義を整理する。次に、IIIでは「準市場」化を教育政策の明示的な方針としてきた英国の経験に注目し、制度改革の効果を実際のデータに基づいて検討する。IVでは、日本の教育分野における「準市場」導入をめぐる議論や最近の実証分析を概観した上で、解決すべき問題点を英国での経験を参考にしつつ指摘する。最後に、Vでは全体の議論をまとめると1)。

II 教育サービスにおける「準市場」

1 教育サービスにおける「準市場」の意義 教育サービスにおける「準市場」の導入をとり

わけ明確に打ち出したのは、後述するように、英國の「教育改革法 (Education Reform Act) 1988」である。様々な政策分野において民営化など市場原理の導入を進める、いわゆる「サッチャーリズム」の動きは、1980年代になると教育分野にも及ぶことになった。同法は、教育行政をそれまで独占的に行ってきた地方教育当局 (Local Education Authorities : LEA) から各学校の経営母体に学校運営の権限を移譲するとともに、国全体の統一的な教育カリキュラムの実施を目指すものとして策定されている。

Le Grand [1991] や Glennerster [1991] は、このような教育サービスにおける「準市場」化の動きを次のように特徴づけている。まず、通常の意味での市場化との共通点としては、国家や地方政府がそれまで独占的に供給してきた教育サービスを、消費者（親や生徒）に対して互いに競争する主体（学校）に供給させることによって、競争的な市場メカニズムが働くという点が挙げられる。これに対して、通常の市場メカニズムと異なる点として次の3点が指摘されている。第1に、教育サービスの供給主体（学校）は通常の市場における企業とは異なり、利潤の最大化を目的とせず、私的な所有も前提としない。第2に、新たな供給主体による自由参入はなく、また、既存の供給主体も自由に退出できない。そして、第3に、消費者（親や生徒）による教育サービスに対する購買は、貨幣を用いて行われるのではなく、指定された予算による一種の「バウチャー」形式をとる²⁾。

これらの特徴は通常の市場のそれとは明らかに異なり、「準市場」化には単純な市場原理の導入というイメージでは十分に捉えきれない要素が存在する。さらに、市場原理の導入といつても、政府による関与が維持されている点は改めて認識しておく必要がある。教育は、その便益が教育を受ける本人だけでなく広く社会に波及するという、経済外部効果を發揮するサービスの典型であり、その供給を私的な意思決定に委ねると社会的に最適な水準が確保できない。したがって、政府による財政的な支援が必要になる。教育サービスにおける「準市場」化は、あくまでも政府による関与を前提とした上で、供給面で競争的な市場原理を促し、教育の効率化を図る仕組みである。

2 「準市場」化の制度的枠組み：英国「教育改革法 1988」の例

英国の「教育改革法（Education Reform Act）1988」は、こうした教育サービスにおける「準市場」化の制度的な枠組みを定めたものであり、その枠組みは次の4点にまとめられる（田中〔2004a〕2節）。

第1は、義務教育年齢の生徒に対する統一的なカリキュラムの設定である。これは、教育内容やレベルの全国的な統一を目指すものだが、生徒の達成度を全国で統一的にチェックするために、義務教育期間内に4つのキーステージ（7歳、11歳、14歳、16歳）を設定し、それぞれのステージにおいて全国統一テストを実施して「学校成果表」（School Performance Tables）という形で結果を公表する。

第2に、親による学校の選択権を追認するとともに、各学校の入学許可件数を政府（教育雇用省大臣）が設定する「標準数」以下に抑えることを禁止し、「標準数」を変更する場合は大臣の許可が必要となることを規定する。

第3に、全教育予算の約75%を占める予算の配分に際して、各学校に現実に入学した子供数とその年齢を反映させる。また、教育予算の運営責任をLEAから各学校の経営母体に移譲する。

第4に、LEA管轄下にある学校に対して、そ

の管轄から離れて中央政府から直接学校の運営経費を受け取れる制度に移行する権利を各学校に与え、学校運営に関するLEAの権限縮小を目指す。

要するに、英国政府は全国統一テストの成績という形で各学校の教育パフォーマンスを比較可能な形で公表し、親に学校を選択させて、入学する子供数に応じて予算を配分するという仕組みを設定したことになる。生徒数に応じた教育予算配分の仕組みは、英国だけでなく、オランダやスウェーデン、米国の一州でも進められてきた。

3 教育サービスの経済学的特性

教育サービスにおける「準市場」導入の効果に関する評価は、基本的に実証分析に委ねざるを得ないテーマである。次節では、効率性と公平性という2つの観点から英国における導入効果を具体的に検討するが、その前に、効果の方向性の予測を難しくする要因として、教育サービスに備わっている次の3つの経済学的特性に注目しておこう。

第1は、教育需要が階層性を帯びやすい点である。日本におけるこれまでの実証分析（例えば、荒井〔1990〕、樋口〔1992〕、松浦・滋野〔1996〕など）でも明らかにされているように、教育需要は親の学歴や所得、社会的地位など親の属性に大きく左右される。学歴や所得水準、社会的地位が高く、子供に高い学歴を期待する親ほど学校選択には敏感になるだろうし、また、そうした親の行動を反映して教育需要は階層性を帯びることになる。教育熱心な親に育てられた子供とそうでない子供とでは、通学する学校が異なるという展開も十分に考えられる。そのため、「準市場」導入に際しては、消費者（親や子供）の分断化（segregation）や選別化（sorting）が進むかどうかが重要な注目点となる。

第2に、Rothschild and White〔1995〕が指摘するように、教育というサービスは消費者自らがその生産に参加するという特殊な特徴を持っている。教育は、教育の供給主体（学校）が一方的に消費者（親や子供）に供給して完結するのではなく、消費者がどのように関与するかでその成果が

かなり違ってくる。例えば、教育需要そのものに上述のような階層性が生じれば、教育の成果にも階層性が生まれるだろう。さらに、Epple and Romano [1998] が指摘するように、教育には、それを同時に受ける子供たちが影響を与え合うというピア効果が発揮されるため、どのような子供と一緒に教育を受けるかで教育の成果も異なってくる。このように、消費者の行動や相互関係が教育というサービスの生産に無視できない影響を及ぼす場合、教育に市場メカニズムを導入しても、供給主体間で競争が高まって消費者がそのメリットを受けるという単純な構造を想定するのは誤りである。

第3は、教育には「規模の経済」が伴うという点である。一人当たり教育コストは、通学する子供数が増えるほど基本的に低下する。そこで単純に児童生徒数に比例して予算を配分すれば、大規模校に通う子供ほど優遇されることになる。もちろん、入学者が減少し予算を削減されたのは、学校の創意工夫が足りなかったなど学校側に責任が求められるはずだが、予算の単純な比例配分は少人数校に通学する子供に一方的に不利に働く。

もちろん、こうした教育サービスの経済学的特性が、「準市場」化の成果にどのような形で、またどの程度影響するかは先見的に明らかでない。しかし、「準市場」化の成果がすべての消費者に一様に波及するのではないことは明らかである。したがって、「準市場」化の効果は、全体的な効率性の向上だけでなく、学力格差の拡大など公平性の観点からも評価する必要性がどうしても出てくる。

III 英国における教育の「準市場」化の効果

1 効率性からの評価

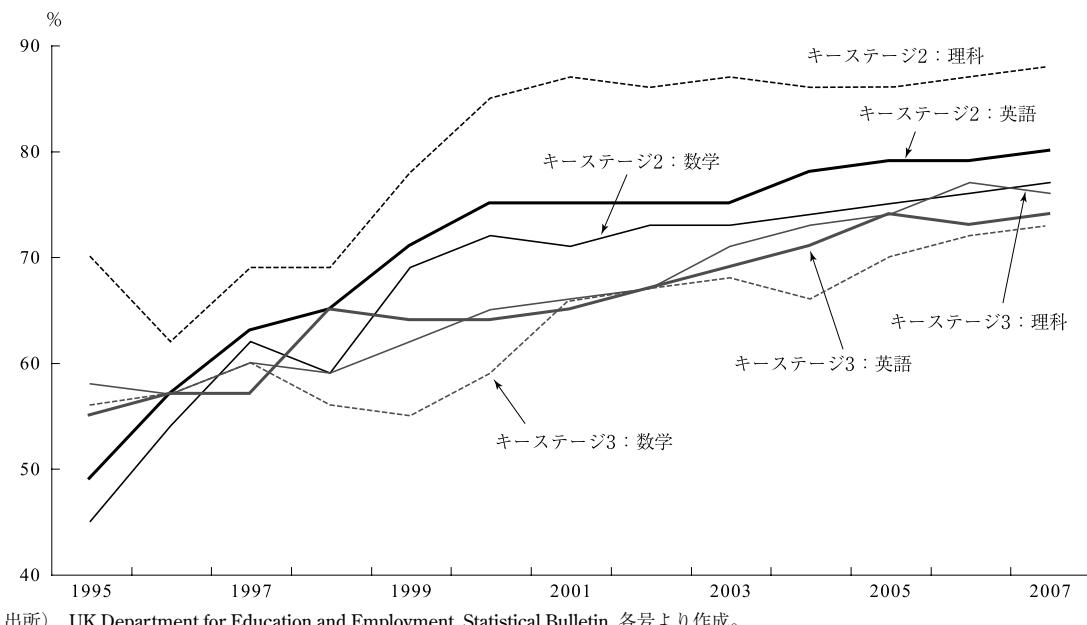
本節では、英国を例にとって教育サービスにおける「準市場」化の効果を効率性・公平性の両面から評価することにしよう。最初に効率性の観点から検討する。効率性の観点から評価する場合、費用面の議論をとりあえず別とすれば、「準市場」導入によって子供たちの学力がどの程度向上

したかが最大の注目点となる³⁾。この点でいえば、英国は初等・中等教育の各キーステージにおいて全国統一テストを実施し、その結果を公表しているために、教育成果の経年変化を客観的に把握できるようになっている。これは、政策評価という観点から見て高く評価されるべき仕組みである。以下では、田中 [2004a] の分析をベースに新たなデータを加味して、2つのデータから教育成果の変化を概観することにしよう。分析対象期間は、「教育改革法 1988」による教育の「準市場」化が本格化した 1990 年代中頃以降とする。

第1の注目点は、キーステージ 2 (11 歳) およびキーステージ 3 (14 歳) のそれぞれの段階において、英語・数学・理科の各教科の試験で期待される水準——キーステージ 2 では 6 段階で 4 段階以上、キーステージ 3 では 8 段階で 5 段階以上——をクリアした生徒の全体に占める割合の変化である⁴⁾。それを具体的に示したのが図 1 だが、この図から明らかなように、期待される水準をクリアした生徒の割合は 1995 年から 2007 年にかけて大幅に上昇している（例えば、数学の場合、キーステージ 2 では 45% から 77% へ、キーステージ 3 では 58% から 76% へ）。

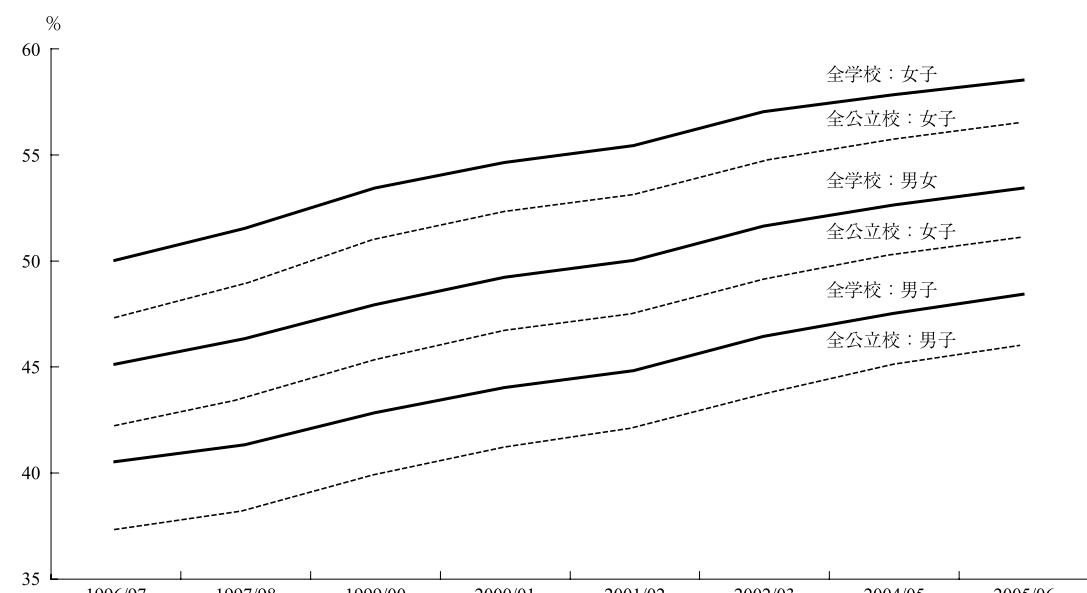
第2の注目点は、中等教育終了資格である GCSE (General Certificate of Secondary Education) および職業資格である GNVQ (General National Vocational Qualification) における成績上位者 (A*, A から G までの 8 段階のうち上位の A* から C までを 5 科目以上獲得した生徒) の割合の変化を調べる。それを全公立 (All maintained schools) および全学校について男女別および全体で見たものが図 2 である。これから分かるように、1996/97 年から 2005/06 年にかけて成績上位者の割合はどの分類でも 8-9% ポイント上昇している。

このように、「教育改革法 1988」施行後の「準市場」化は教育成果を有意に高めており、その意味で、教育の効率性は大きく改善したと評価できる。さらに、効率性向上をより精緻に分析した実証研究として、次の 2 つのタイプの分析がある。第1は、Bradley et al. [2000] や Bradley and Taylor



出所) UK Department for Education and Employment, Statistical Bulletin, 各号より作成。

図1 各段階において期待される水準をクリアした生徒の割合



出所) UK Department for Education and Employment, Statistical Bulletin, 各号より作成。

図2 GCSE/GNVQにおいてA*-C レベルを5科以上達成した生徒の割合

[2002] のように、いわゆる教育の生産関数を推計することである。彼らは各学校の生徒の学力が、競争相手となる他校の生徒の学力が高いほど高まることを明らかにしている。さらに、Bradley and Taylor [2002] は、その影響が大都市圏以外よりも大都市圏で大きいことも確認し、学校間の競争が各学校のパフォーマンス向上に寄与したことを報告している。ただし、こうした分析では教育にかかった費用の評価が行われていない点に注意が必要である。

第2は、Bradley, Johnes and Millington [2001] のように、データ包絡分析法 (Data Envelopment Analysis) によって技術面の効率性を評価することである。この方法は、教育に複数の生産物があると考える場合に有益である。彼らは、試験の点数と、無断欠席率の逆数を教育の2つの生産物として捉え、効率性の時系列的な変化を説明する回帰式を推計している。その結果、①技術面の生産性の変化に学校間の競争の度合いが有意な影響を及ぼすこと、②分析対象期間の前に生産性が低かった学校のほうが、生産性が元々高い学校より生産性を改善していること、が明らかになっている。この結果も、「準市場」化による競争状態の高まりが効率性向上に寄与したことを示す材料といえよう。

ただし、試験の点数をそのままの形で教育成果として評価することには、技術的な問題がある。例えば、その教育を受ける前の教育成果 (prior attainment) を考慮しなければ、教育成果の評価が不正確になることに注意すべきである (Meyer [1997] 参照)。例えば、その教育を受ける前にすでに高い学力があれば、教育の質が高くなくても最終的な試験の点数が高くなる傾向がある。そのため、英國政府は上述の「学校成果表」の公表に際しても、各キーステージ間における教育成果の変化分を、若干の統計的処理を行った上で「付加価値」(value added) として捉えて公表している。ただし、Taylor and Nguyen [2006] が指摘するように、この付加価値も、生徒の家庭・社会環境など学校が制御できない要因によって左右されるため、それに基づいて教育成果を評価するこ

とには慎重でなければならない。

2 公平性からの評価

一方、英國における教育サービスの「準市場」化の効果を公平性の観点から見るとどう評価できるだろうか。この点について、Glennerster [1991] は、教育サービスの「準市場」化に伴う効果として、「効率性競争」('E' 競争 efficiency competition) とともに、「選抜競争」('S' 競争 selectivity competition) があることを指摘している。前者は上述のように生徒数や予算の獲得のために効率性を高める競争を意味するが、後者は、学校の平均的な教育成果を高めることができると優秀な学生だけを選抜して入学させようとする競争である。その結果、クリーム・スキミングが生じて（全体としての教育成果は高まても）学校間格差が拡大するかもしれない。学校間格差の拡大は、公平性の観点から看過できない結果であり、教育分野における市場メカニズム導入に対する反論材料としてしばしば指摘される点もある。以下では、この問題を検討した2のタイプの分析を紹介する。

第1のタイプは、各学校における前述の GCSE における成績上位者 (A* から C までを5科目以上獲得した者) の割合の不平等度の変化を直接測定する分析である。以下では、この方法を実際に適用した田中 [2004b] の結果を紹介する⁵⁾。不平等度の測定法としては、しばしば用いられる変動係数とジニ係数のほかに、Rumberger and Willms [1992] が用いた「非類似性指標 (dissimilarity index)」を計算する。 t 時点における非類似性指標 D_t は、

$$D_t = \frac{\sum_{i=1}^n NS_{it} |p_{it} - \bar{p}_t|}{2NS_t \bar{p}_t (1 - \bar{p}_t)}$$

として定義される。ここで、 NS_{it} は t 時点における第 i 学校の生徒数、 p_{it} は t 時点の第 i 学校における成績上位者割合、 NS_t は t 時点における全生徒数、 \bar{p}_t は成績上位者割合の全学校単純平均値、 n は学校数であり、学校間格差が大きいほどこの

表1 各不平等度測定法による変化の推移

	非類似性指標		変動係数		ジニ係数		標本学校数	
	非選抜学校	全学校	非選抜学校	全学校	非選抜学校	全学校	非選抜学校	全学校
1992	0.273	0.312	0.472	0.555	0.207	0.258	3022	3186
1993	0.269	0.309	0.451	0.526	0.199	0.248	2980	3142
1994	0.270	0.311	0.437	0.506	0.189	0.234	2973	3134
1995	0.270	0.311	0.434	0.499	0.190	0.233	2963	3123
1996	0.265	0.307	0.417	0.479	0.176	0.219	2940	3100
1997	0.267	0.309	0.417	0.476	0.173	0.214	2951	3110
1998	0.269	0.312	0.413	0.467	0.169	0.209	2938	3097
1999	0.271	0.313	0.403	0.450	0.167	0.203	2919	3078
2000	0.271	0.314	0.392	0.437	0.163	0.198	2891	3050
2001	0.269	0.312	0.378	0.422	0.158	0.192	2863	3022
2002	0.261	0.306	0.360	0.400	0.151	0.184	2835	2994
2003	0.262	0.305	0.345	0.381	0.145	0.176	2814	2973

出所) 田中 [2004b]。

指標は大きな値をとる。

表1は、入学者を選抜しない学校（非選抜学校）とすべての学校について、非類似性指標、変動係数、ジニ係数の変化を1992年から2003年にかけて調べたものである。この表からも分かるように、非類似性指標こそ明確な低下傾向を示していないものの、残りの変動係数とジニ係数は顕著な低下傾向を示しており、総じて見ると学校間格差は縮小傾向にあると評価できる。

第2のタイプとして、各学校において学校給食が無償となる資格を得た生徒の割合が、「準市場」化が進んだ1993-1999年にどのように変化したかを調べるという、Bradley and Taylor [2002]の分析がある。学校給食が無償になるためには資力審査が必要となり、無償資格を得た生徒は家庭が低所得層であることを意味する。彼らの分析によると、①同期間において成績が上昇した学校ほど無償資格者の割合が低下し、②同期間において同一地域のほかの学校の成績が上昇した学校ほど無償資格者の割合が上昇している。しかも、②の効果は学校間の競争状態が弱い非大都市圏では有意でないが、大都市圏では有意となっている。これらの結果は、学校間の競争激化の中で生徒の階層化が学校間で進んでいることを示唆するものである。もちろん、学校が意図的に低所得層を排除しているわけではなく、教育成果に注目して学校

を選択する層と、そうでない層との間で分断化が結果的に進んでいるということだろう。

第1の分析と第2の分析とでは、結果のニュアンスがかなり異なる。もっとも、後者の Bradley and Taylor も、公平性の観点から見た望ましくない効果の規模は比較的小さくして、「準市場」化はこれまでのところ総じて望ましい効果を上げていると評価している。また、学校間格差の拡大が、学校間の「選抜競争」('S' 競争) あるいは親による学校選択によって、そもそも存在した子供間の格差が別の形で示されたものに過ぎないのであれば、問題は過度に深刻に受け止めるべきではない。しかし、学校間格差がピア効果などを通じて子供間の格差につながったり、学校間格差を反映した予算配分が低所得層より高所得層に有利になつたりしている可能性も否定できず、公平性の観点からのさらなる検討が必要であろう。

IV 日本の教育における「準市場」導入の可能性

1 これまでの議論

これまで紹介してきた教育サービスにおける「準市場」化の動きは、「準市場」という用語こそ明示的に用いられていないものの、学校選択制やバウチャー制度の導入という形で英国以外でも幾つかの国々で進められてきた。これらの効果につ

いては、英國だけではなく米国等でも理論・実証両面からの研究が進んでいる。しかし、その効果をめぐっては研究者の間でも議論が分かれており、制度改革が全体としてプラスの効果をもたらすことが保証されているわけではない⁶⁾。

一方、日本でも義務教育の学校選択制が全国各地において徐々に広がっており、「準市場」化はすでに進行しつつある。内閣府が2006年11月に公表した「学校選択制等の実施状況に関するアンケート」によると、全国の市区教育委員会に学校選択制の導入状況を尋ねたところ（回収率84.5%）、小学校で「導入している」という回答が全体の14.9%、「導入していないが、導入を検討中である」という回答が18.0%あった。一方、中学校では「導入している」が15.6%、「導入していないが、導入を検討中である」が18.1%となっている。

学校選択制導入の動きは、2000年度に一部自治体が小学校を対象に行ったのを皮切りにしているが、政府内でも学校選択制を部分的に認める方向がそれまでに打ち出されていた。また、2000年9月に教育改革国民会議が発表した「中間報告」でも「通学区域の弾力化を含め、学校選択制の幅を広げる」ことが主張されている。こうした学校選択制の背景には、進学実績面における公立校の相対的地位の低下や、公教育の質に対する消費者の不満の高まりがあったものと考えられる。

政府も2001年以降、学校選択制は積極的に推進するものと位置づけてきた。2005年6月に閣議決定された「骨太の方針2005」では「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」としたほか、規制改革・民間開放推進会議も、同年12月に発表した「第2次答申」の中で、「児童生徒・保護者が多様な選択肢の中から質の高い教育を自由に選ぶことができる機会を拡大することを通じて、心身および能力等の発達に応じて真に必要な教育サービスを享受できる環境を整えるとともに、学校の質の向上を促す必要がある」として学校選択制の必要性を強調している。

一方、義務教育段階におけるバウチャー制度の

導入についても、規制改革・民間開放推進会議が2004年11月に出した「文部科学省の義務教育改革に関する緊急提言」の中で同制度導入の検討を初めて求めている。さらに、同会議の「第2次答申」も同様の要請を行い、文部科学省もそれに対応して「教育バウチャー制度に関する研究会」を設置し、検討を進めている。2006年に設置された教育再生会議では、学校選択制やバウチャー制度についても検討が行われた。規制改革会議でも、これら制度の導入が引き続き重要な検討課題として位置づけられている。

しかし、日本では、学校選択制の歴史がまだ浅く、成果に関する情報公開も十分に進んでいないし、バウチャー制度はそもそも導入されていない。そうした中で、注目すべき調査・研究として次の3つが挙げられる。第1は、内閣府が実施してきた一連のアンケート調査である。本稿の分析のベースとなる調査の前進である「学校制度に関する保護者アンケート」(2005年10月)をはじめとして、「学校制度に関する保護者アンケート」(2006年11月)、市区教育委員会を対象とする「学校選択制等の実施状況に関するアンケート」(同)がある。ここでは、現行の学校制度に対する保護者の満足度のほか、学校選択制の実施状況や評価、バウチャー制度導入への賛否などが尋ねられている。

第2は、学校選択制やバウチャー制度の導入を直接検討したものではないものの、群馬県太田市の市立中学校に通う子供たちの親を対象としたアンケート調査に基づいて、英語コース選択の決定要因や、その選択のために支払っても構わないと考える金額(支払意志額: WTP)を試算した伊藤・小塩〔2006〕がある。彼らは、義務教育の規制改革を通じた消費者の選択肢拡大の経済的便益を具体的に試算し、さらに教育需要が親の属性に大きく左右されることを示している。

第3に、Yoshida, Kogure, and Ushijima〔2006〕は、東京都足立区における中学校の学校選択制導入に注目し、制度改革によって学校に通う生徒が選別化(sorting)されたか、また、それによって学校間の学力格差が高まったかを検証してい

る。彼らの分析によると、社会的地位が高い職業従事者の多い学区ほど、制度導入後でも私立校を選択したり、公立校でも平均学力の高い学校を選択したりする傾向が見られる。しかし、公立校間の学力格差には拡大傾向が見られないという興味深い結果を報告している。

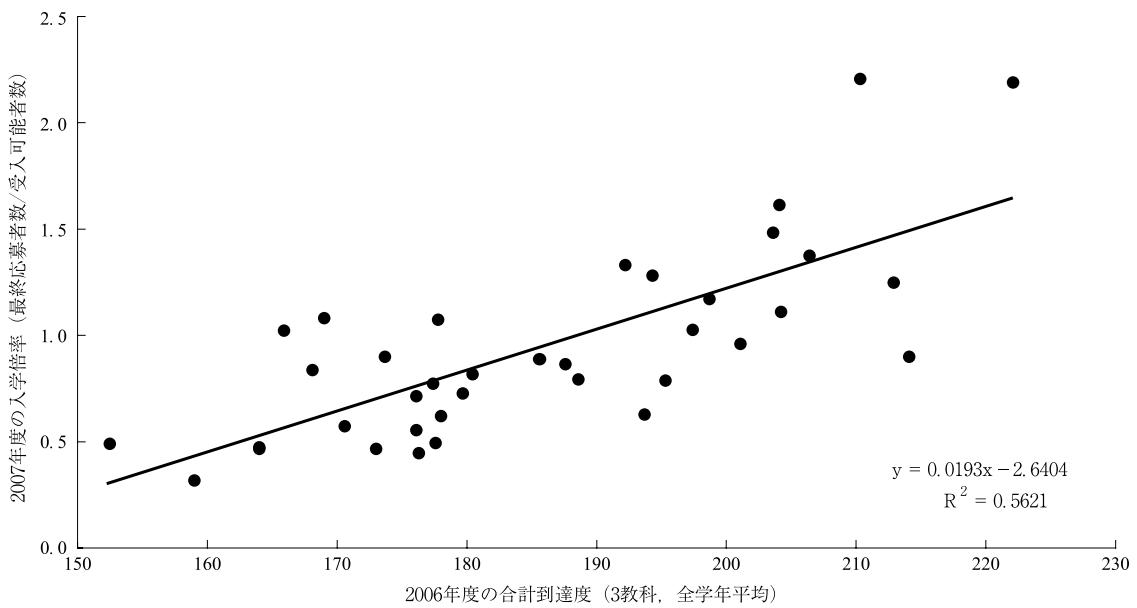
2 一様でない「準市場」化の効果

学校選択制が一部の自治体で既に進められているものの、その効果を定量的にチェックできる態勢が整備されておらず、日本における「準市場」化の効果を的確に評価することは現時点では不可能といわざるを得ない。特に、「準市場」化を政策として進めるためには、教育成果が少なくとも平均的に上昇していることを示す必要がある。格差拡大といったデメリットを危惧し、「準市場」化に反対する論者を説得するためにも、それは不可欠な作業であろう。それはともかくとしても、正確な統計的処理に耐えうるデータを公表しないことは、教育行政のあり方として致命的な問題といわざるを得ない。この点は、英国政府が「学校成果表」として各学校の成果を積極的に公表して

いる姿勢とは対照的である。

以下では、日本において「準市場」化を進めるに当たって考慮すべき点を、利用可能なデータを用いた実証分析の結果に基づいて指摘しておこう。これは、「準市場」化そのものに反対するためではない。「準市場」化を政策として正当化するためには、教育成果が少なくとも平均的に見て上昇するなど、そのメリットを客観的に立証する必要があることを強調したいためである。

注目すべき最大のポイントはやはり、英國でも問題視された学校格差の拡大や子供の階層化の危険性である。これは、次の2つの実証分析の結果から具体的に指摘できる。第1は、Yoshida et al. [2006] も注目している東京都足立区における動きである。同区は2000年以降、義務教育の学校選択制を進めるとともに、各学校の平均学力の結果をウェブサイト上で公表するという画期的な取り組みを行ってきた。しかし、2006年度の学力調査において一部の学校で不適切な行為があったことが判明したことを受け、同区は2007年11月以降その公開を過去の分も含めて取りやめている。



出所) 小塩 [2007]。

図3 平均学力と入学倍率（東京都足立区立中学校の場合）

しかし、小塩〔2007〕は、公表取りやめ前の時点で入手可能だったデータを用いることにより、同区立の37中学校について、横軸に2006年度における3教科達成度合計（全学年平均、300点満点）、縦軸に2007年度の入学倍率（最終応募者数／受入可能者数）の関係を調べている。図3がそれであるが、この図からは両者の間に正の相関があることが認められる。つまり、親は平均的な学力の高い学校に自分の子供を通わせようとしていることが分かる。この図はあくまでも2年度分の状況を示したものに過ぎず、子供間の学力格差拡大については何も語っていない。また、Yoshidaらの実証研究とも併せて検討する必要がある。しかし、学校間格差の拡大傾向という、子供間格差につながり得るモメンタムの存在にはこれからも細心の注意を払っていくことがここから示唆される。

第2は、学校選択やバウチャー制度に関する親の意識の違いである。小塩他〔2007〕は、内閣府が2006年10月に実施したインターネット調査に基づき、現行の学校制度や教員に対する評価のほか、学校選択制やバウチャー制度の導入に関する親の意識がどのような要因によって決定されるかを分析している。このうち最も注目されるのは、学校選択制やバウチャー制度の導入に対する評価が親の属性に大きく左右される点である。

表2は、それらの結果の一部をまとめたものである。ここでは、学校選択制やバウチャー制度の導入にそれぞれ賛成する場合を1、そうでない場合をゼロとするプロビット分析を行っている。いずれの場合も賛成する確率は、回答者が大卒以上であれば、そして、子供の学歴として一流大卒など高い水準を期待する場合ほど高まることが統計的に確認される。さらに、小塩他〔2007〕は、公立校が受験対策など特別授業を行う場合どの程度追加的に費用を支払う意志があるかという点についても分析しており、高学歴・高所得で子供の学歴に対する期待が高い親ほどその額が高めになることも確認している。

こうした事実は、「準市場」化が消費者である親の行動に及ぼす影響が一様でなく、学校やそこ

表2 学校選択・バウチャー制度に対する評価

説明変数	学校選択	バウチャー
子供（末子）の属性		
女児	-0.016 (0.76)	-0.005 (0.20)
塾に行っている	-0.015 (0.67)	0.048 * (1.89)
私立に通っている	0.007 (0.15)	0.119 ** (2.41)
回答者の属性		
母親	0.016 (0.70)	-0.082 *** (3.15)
年齢	0.000 (0.05)	-0.005 ** (2.31)
大卒	0.047 ** (1.99)	0.045 * (1.69)
子供数	-0.018 (1.19)	-0.005 (0.32)
log（世帯一人当たり所得）	0.047 ** (1.99)	0.036 (1.37)
持ち家	-0.035 (1.53)	0.022 (0.88)
現在学校選択導入	0.077 *** (3.31)	-0.015 (0.59)
子供に期待する学歴		
（子供の自主性に任せせる=0）		
専門学校	-0.022 (0.34)	-0.010 (0.13)
高校	-0.072 (1.26)	0.102 (1.58)
短大	0.063 (1.30)	0.117 ** (2.00)
大学	0.008 (0.32)	0.123 *** (4.18)
一流大学	0.089 *** (3.02)	0.159 *** (4.65)
大学院	0.070 (1.13)	0.067 (0.96)
Observations	1958	1958
地域ダミー	yes	yes

注) 各制度導入に賛成する場合を1とするプロビット分析。

係数はすべて、平均値で評価した決定要因の限界効果。

***, **, *はそれぞれ1%, 5%, 10%で有意。

() 内の数字はz値。

出所) 小塩他〔2007〕。

に通う子供の分断化・選別化が進む可能性を示唆するものである。もちろん、それらはあくまでも可能性に過ぎない。さらに、実際のデメリットの大きさは限定的であり、「準市場」化のメリットのほうがデメリットを大幅に上回るという可能性

も否定できない。だからこそ、教育成果に関する徹底した情報公開とそれに基づく実証分析が不可欠となる。

V まとめ

本稿では、教育サービスにおける「準市場」化の意義と課題について、英国の経験を参考にしながら検討してきた。主な論点は、次の3つにまとめられる。

第1に、教育サービスにおける「準市場」化は、教育に関する政府の関与や支援を維持しつつ、教育サービスの供給主体（学校）に競争させることにより、全体としての効率化を目指すものである。しかし、教育の経済学的特性を考慮すれば、その効果は消費者に一様に発揮されるわけではなく、学校や子供の分断化・選別化が進む危険性もある。そのため、「準市場」化の効果は効率性・公平性の両面から評価しなければならない。

第2に、「教育改革法1988」以降、教育サービスの「準市場」化を進めてきた英国の経験を見ると、全国統一テストの成績が大幅に上昇していることから判断して、教育サービスの効率性は大きく改善したと判断できる。他方、公平性の観点からは、学校間の成績格差が縮小している一方で、成績のよい学校ほど低所得層の子供の割合が低下するなど学校間で子供の分断化が進んでいる傾向も確認され、評価が分かれる面がある。

第3に、日本でも学校選択制の導入など、教育サービスの「準市場」化は徐々に進んでいるものの、実証分析に耐えうるデータの公表が十分に進んでおらず、改革の効果の具体的な評価が不可能になっている。その一方で、平均的な学力が高い学校ほど入学倍率が高めになるという傾向も一部に見られ、さらに高学歴で子供の学歴に多くを期待する親ほど学校選択やバウチャー制度の導入を歓迎しているという事実も確認される。そのため、学校や子供の分断化・選別化が進むという危惧は払拭できない。教育サービスの「準市場」化を進めるためには、少なくとも教育成果が平均的に上昇していることを立証する必要があり、その

ためにも教育統計の整備と公表が要請される。

注

- 1) 本稿は、田中〔2004a〕および田中〔2004b〕で展開された議論をベースにしている。
- 2) ただし、実際に「バウチャー」が発行される必要は必ずしもなく、消費者が学校を選択し、生徒数に応じて教育予算を配分するという仕組みでも構わない。
- 3) ただし、Card and Krueger〔1992〕のように、教育成果を学力テストの点数ではなく学校卒業後の賃金で評価するという考え方もある。
- 4) 英国政府は、各キーステージにおける教育達成度の目標を具体的に設定している。例えば、2007年においては、英語・数学について、キーステージ2および3において5段階以上の生徒の割合を85%以上、理科についてはキーステージ3で80%以上に高め、2008年もその水準を維持するとしていた。
- 5) Tanaka〔2004〕は、イングランド北西部の中等学校について、以下に述べる分析を行っている。
- 6) 米国における最近の研究成果をまとめた代表的文献としてHoxby〔2003〕がある。

参考文献

- 荒井一博（1990）「大学進学率の決定要因」『経済研究』第41巻第3号、pp. 241-249。
 伊藤由樹子・小塩隆士（2006）「消費者から見た教育の規制改革」『日本経済研究』No. 53、pp. 174-193。
 小塩隆士（2007）「経済学からみた教育改革」『経済セミナー』7月号、pp. 14-18。
 小塩隆士・佐野晋平・上野有子・三野孝一郎（2007）「消費者からみた教育制度改革」内閣府『経済財政分析ディスカッション・ペーパー』DP/07-2。
 田中康秀（2004a）「教育サービスと「準市場」の効果について」『国民経済雑誌』第189巻第13号、pp. 19-31。
 ——— (2004b) 「イギリスにおける教育改革の効果について——「教育改革法1988」が中等教育に及ぼした影響に関する分析」『神戸大学経済学研究年報』第51巻、pp. 17-33。
 樋口美雄（1992）「教育を通じた世代間所得移転」『日本経済研究』No. 22、pp. 137-165。
 松浦克己・滋野由紀子（1996）「私立校と公立校の選択 塾との関係を考慮した小中学校段階での学校選択」『女性の就業と富の分配：家計の経済学』日本評論社、pp. 61-85。
 Bradley, Steve, Robert Crouchley, Jim Millington and Jim Taylor (2000) "Testing for quasi-market forces

- in secondary education”, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, Vol. 62, No. 3, pp. 357–390.
- Bradley, Geraint Johnes and Jim Millington (2001) “The effect of competition on the efficiency of secondary schools in England”, *European Journal of Operational Research*, Vol. 135, No. 3, pp. 545–568.
- Bradley and Jim Taylor (2002) “The effect of the quasi-market on the efficiency-equity trade-off in the secondary school sector”, *Bulletin of Economic Research*, Vol. 54, No. 3, pp. 295–314.
- Card, David and Krueger, Alan B. (1992) “Does school quality matter? Returns to education and the characteristics of public schools in the United States”, *Journal of Political Economy*, 100, No. 1, 1–40.
- Epple, Dennis and Richard Romano (1998) “Competition between private and public schools, vouchers, and peer-group effects,” *American Economic Review*, Vol. 88, No. 1, 33–62.
- Glennester, Howard (1991) “Quasi-markets for education?”, *Economic Journal*, Vol. 101, No. 408, pp. 1268–1276.
- Hoxby, Caroline M. ed. (2003) *The Economics of School Choice*, University of Chicago Press.
- Le Grand, Julian (1991) “Quasi-markets and social policy”, *Economic Journal*, Vol. 101, No. 408, pp. 1256–1267.
- Meyer, Robert H. (1997) “Value added indicators of school performance: a primer”, *Economics of Education Review*, Vol. 16, No. 3, pp. 283–301.
- Rothschild, Michael and Laurence J. White (1995) “The analytics of the pricing of higher education and other services in which the customers are inputs”, *Journal of Political Economy*, Vol. 103, No. 3, pp. 573–586.
- Rumberger, Russell W. and J. Douglas Willms (1992) “The impact of racial and ethnic segregation on the achievement gap in California high schools”, *Educational Evaluation and Policy Analysis*, Vol. 14, No. 4, pp. 377–396.
- Tanaka, Yasuhide (2004) “On the equity aspect of the ‘quasi-market’ in English educational participation services: the case of the north-west region in England”, *Applied Economic Letters*, Vol. 11, No. 13, pp. 789–791.
- Taylor, Jim and Anh Ngoc Nguyen (2006) “An analysis of the value added by secondary schools in England: Is the value added indicator of any value?” *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, Vol. 68, No. 2, pp. 135–260.
- Yoshida, Atsushi, Katsuo Kogure, and Koichi Ushijima (2006) “School Choice and Student Sorting: Evidence from Adachi City in Japan,” *mimeo*.

(おしお・たかし 神戸大学大学院教授)
(たなか・やすひで 神戸大学大学院教授)